

2019年版 出る順社労士
 一問一答過去問 BOOK ポケット
 ④厚生年金保険法・社会保険に関する一般常識の補正

(2019/4/26 現在)

「2019年版 出る順社労士 一問一答過去問 BOOK ポケット④」におきまして法改正により変更となった記載及び不適切な記載がありましたので、次のとおり補正させていただきます。お手数をおかけいたしますが、ご訂正のうえ同書をご利用いただけますよう宜しくお願い致します。

-
- ・ 2019/02/12 更新分… p.1
 - ・ 2019/04/05 更新分… p.2
 - ・ 2019/04/26 更新分… p.2～5
-

【2019/2/12 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P371 問題 192 解説 3 行目	・・・、その理由を付した <u>署名</u> により当該社会保険労務士に通知するとともに、・・・	・・・、その理由を付した <u>書面</u> により当該社会保険労務士に通知するとともに、・・・

【2019/4/5 更新分】

	ページ・行	訂正後
訂正	P216 問題 382	問題を下記に差し替え

第1号厚生年金被保険者期間を170か月、第2号厚生年金被保険者期間を130か月有する昭和25年10月2日生まれの男性が、老齢厚生年金の受給権を65歳となった平成27年10月1日に取得した。この場合、一定の要件を満たす配偶者がいれば、第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に加給年金額が加算される。なお、この者は、障害等級3級以上の障害の状態になく、上記以外の被保険者期間を有しないものとする。

【2019/4/26 更新分】

	ページ・行	訂正前	訂正後
訂正	P29 問題 55 解説 4行目	・・・、その月に更に <u>厚生年金保険の被保険者又は国民年金の被保険者（国民年金の第2号被保険者を除く）</u> の資格を取得したときは、・・・	・・・、その月に更に <u>被保険者又は国民年金の被保険者（国民年金の第2号被保険者を除く）</u> の資格を取得したときは、・・・

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P51 問題 93 解説	以下に差し替え (解説に下線部を追加)	

×	093	(必修基本書 該当ページなし)	
		<p>(則 10 条の 4、則 15 条の 2、則 22 条) 本肢の事業主は、被保険者が 70 歳に到達し引き続き当該事業所に使用される場合のみならず、70 歳以上の者(法 12 条各号に定める適用除外者に該当する者を除く)を新たに雇い入れたときにも、その者が過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者であるときは、「70 歳以上の使用される者の該当の届出をしなければならない」。その他の記述については正しい。<u>なお、70 歳以上の使用される者の該当の届出は被保険者が 70 歳に到達し引き続き当該事業所に使用される場合で当該者の標準報酬月額に相当する額が 70 歳以上の使用される者の要件に該当するに至った日の前日における標準報酬月額と同額であるときは、提出を省略することができる。</u></p>	

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P132 問題 231 6 行目	<p>・・・、支給停止調整額(460,000 円)を超えているため、その合計額から支給停止調整額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額である 30,000 円に 12 を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。</p>	<p>・・・、支給停止調整額(470,000 円)を超えているため、その合計額から支給停止調整額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額である 25,000 円に 12 を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。</p>

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P134 問題 232 3 行目	・・・、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額から <u>46</u> 万円を控除した額の $\frac{2}{1}$ に相当する額に相当する部分が支給停止される。	・・・、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額から <u>47</u> 万円を控除した額の $\frac{2}{1}$ に相当する額に相当する部分が支給停止される。
改正	P134 問題 233 3 行目	・・・、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額から <u>46</u> 万円を控除した額の $\frac{2}{1}$ に相当する額に相当する部分が、・・・	・・・、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額から <u>47</u> 万円を控除した額の $\frac{2}{1}$ に相当する額に相当する部分が、・・・
改正	P135 問題 234 解説	以下に差し替え (※下線部が補正箇所)	

○	234	(必修基本書 社会保険科目……360～361p)
	<p>(法 46 条ほか) <u>本枝のとおり</u>である。本枝の場合、当該年金が支給停止される月額(平成 31 年度価額)は、 {基本月額(150,000 円) + 総報酬月額相当額(360,000 円) - 支給停止調整額(<u>470,000</u> 円)} × $\frac{2}{1}$ = <u>20,000</u> 円となる。</p>	

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P134 問題 235 1 行目	平成 <u>30</u> 年 4 月において、・・・	平成 <u>31</u> 年 4 月において、・・・
改正	P135 問題 235 解説	以下に差し替え (※下線部が補正箇所)	

×	235	(必修基本書 社会保険科目……360～361p)
		(法 46 条) 本肢 (65 歳以後の在職老齢年金) の場合、 { 総報酬月額相当額 (480,000 円) + 基本月額 (100,000 円) - 支給停止調整額 (平成 <u>31</u> 年度価額 <u>470,000</u> 円) } × 2 分の 1 = <u>55,000</u> 円が、老齢厚生年金 の支給停止月額となる。

	ページ・行	訂正前	訂正後
改正	P136 問題 236 2 行目	平成 <u>30</u> 年度の在職老齢年金の支給停止調整額については、 <u>46</u> 万円とされた。	平成 <u>31</u> 年度の在職老齢年金の支給停止調整額については、 <u>47</u> 万円とされた。
改正	P137 問題 236 解説 3 行目	・・・、60 歳台前半の在職老齢年金に係る支給停止調整開始額 (平成 <u>30</u> 年度 28 万円) については、・・・	・・・、60 歳台前半の在職老齢年金に係る支給停止調整開始額 (平成 <u>31</u> 年度 28 万円) については、・・・
改正	P285 問題 20 解説 2 行目	・・・、「 <u>58</u> 万円」を超えることができない。	・・・、「 <u>61</u> 万円」を超えることができない。
改正	P442 問題 2 ①	①保険料免除者で <u>ない</u> <u>こと</u>	①保険料免除者で <u>ある</u> <u>こと</u>

(2019. 4. 26 時点)